

伊東市小口資金融資の御案内

基準金利	市利子補給	自己負担	融資上限額	融資期間
2.08%	1.20%	0.88%	700万円	5年以内

※別途、信用保証料が必要となります。

※ 当該制度取扱金融機関より、**伊東市産業課で申請を受け付けた日**を基準とします。ご利用をお考えの方は、余裕をもって、ご相談いただきますようお願いいたします。

*融資対象者

市内に事業所を有し、申込み以前1年以上引き続き同一業種を営む中小企業者(個人、会社)で、次の要件を備えている方が利用できます。

ただし、取扱金融機関、信用保証協会等の審査の結果、利用できない場合があります。

中小企業信用保険法第2条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げるもの

業種	資本金	従業員数
製造業、建設業、運送倉庫業	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業*1	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業(飲食店含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医療法人等	-	300人以下

*1 自動車又は航空機タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

*2 会社の場合は、資本金又は従業員数のいずれか一方が該当すれば結構です。

(1)融資対象外業種

- ・ 農業
- ・ 林業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く)
- ・ 漁業
- ・ 金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)

○上記以外であっても、射幸性、遊興性の強い業種(公序良俗に反する業種)や本来的に中小企業として馴染まない業種(宗教など)は対象外とします。

【裏面もご覧ください】

○当該事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあつては、その許認可等を受けていること(既に申請中であつて、許可等を受けることが確実である場合を含む)が必要です。

(2)その他

・ 申請には納税証明書(滞納がないことの証明)が必要です。※令和6年4月1日より

*資金使途

○中小企業者が行う事業の振興に必要な資金(=事業資金)で、次のようなものに使用する場合は、対象外となります。



- ・ 生活資金、住宅資金、投機資金、土地の取得
- ・ 設備については、申込以前の契約又は既に設置されているもの
- ・ 法人設立のための出資金等
- ・ 「3」、「5」、「7」ナンバーの自動車の購入
(タクシー、レンタカー、福祉タクシー等除く。県制度融資に準ずる)

*融資限度額

700万円

*融資利率

年0.88% ※令和7年4月1日現在

(基準金利2.08%－利子補給1.20%)

*融資期間

5年以内(融資期間中にかかる利子の全てを市が負担)

*償還方法

元金均等の月賦又は割賦返済(据置期間なし)

*信用保証及び保証料

信用保証協会の保証付きとし、保証料は信用保証協会の定めるところとします。(0.30%～1.25%)

*担保及び保証人

信用保証協会の定めるところによります。

*提出書類

- ・伊東市小口資金融資申込書(第1号様式)
 - ※ 印鑑を忘れずに押してください
 - ※ 資金使途は、具体的に記入してください
- ・納税証明書(滞納がないことの証明) ←令和6年4月変更
 - ※ 申請用紙を金融機関で受け取ってください
- ・信用保証協会が定める書類

*申込先

次の金融機関の伊東市内の店舗(順不同)

- ・静岡銀行
- ・スルガ銀行
- ・清水銀行
- ・静岡中央銀行
- ・三島信用金庫
- ・富士伊豆農業協同組合

伊東市役所産業課商工労働係
電話：32-1734